

2017年8月21日

米国商品先物取引委員会による  
「高品質なスワップデータ実現に向けたロードマップ」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国商品先物取引委員会（CFTC）が本年7月10日に公表した「高品質なスワップデータ実現に向けたロードマップ」に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、今回のスワップデータ報告ルールに係る包括的な見直し方針について、正確性、完全性および質を高めることを目的とした報告内容の合理化等の見直しの主旨を支持する。しかしながら、我々は今回のルールの見直しの方向性によっては、既存の規制との一部重複や齟齬等を生む可能性があるのではないかと懸念しているほか、さらなる見直しや定義の明確化が必要な箇所があると認識している。

については、以下のとおりコメントするので、本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

**1. 報告データのレコンシリエーションについて（ロードマップ 6頁）**

（コメント）

報告データのレコンシリエーション（Reconciliation：突合、照合）の実施を義務化する場合には、既存のポストトレード規制（Timely Confirmation, Portfolio Reconciliation 要件等）との重複があることを考慮したうえで、取引双方による確認を排除するなど、効率的な枠組みを検討いただきたい。

また、実施の義務化に当たっては、照合義務者、頻度、対象取引、対象のデータ項目およびレコンシリエーションの定義を明示いただくとともに、レコンシリエーションに必要なデータを規制当局ごとにグローバル・トレード・レポジトリ（GTR: Global Trade Repository）から提供することについて検討いただきたい。

（理由）

ポストトレード規制への対応は、取引報告内容の確認行為と同じ効果を有していることから、仮にレコンシリエーションを義務化する場合には、既存のポストトレード規制と重複しない制度設計をお願いしたい。また、レコンシリエーションに係る作業は、実際に取引報告した報告義務者のみによる確認で目的は達成可能であり、取引相手も含めた双方の確認は不要である。

すでに金融機関においては、取引に関する一定のモニタリングを行っていると考えられるが、義務化に当たっては、各金融機関における対応が統一になるように、レコンシリエーションの定義を明確化し、内容を明らかにする必要がある。

## 2. 取引報告要件の統一および取引報告項目の絞り込みについて（ロードマップ 8、9 頁）

（コメント）

BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）および証券監督者国際機構（IOSCO）における取引報告項目の調和の議論を CFTC ルールに反映する取り組みや、取引報告項目を CFTC の監督上必須な項目に絞り込む取り組みに賛成する。

（理由）

クロスボーダー取引においては、「取引報告者の設立地」、「取引相手の設立地」、「取引相手の保証人の設立地」、「取引の執行地あるいはブック地」および「取引の原資産に関係する法域」等、さまざまな理由により、単一取引について複数法域への報告が必要となるケースが多い。現在、各国の取引報告要件に差異があるため、膨大な規制対応のコスト負担やリソースの投入が生じている。CPMI-IOSCO による統一的な基準を各国が採用することは、コスト削減に大いに資することとなるため、この取り組みを推進していただきたい。

## 3. エンティティ・レベル規制（Part45・46 報告）への代替的コンプライアンス適用拡大およびノーアクションレターの恒久措置化について（ロードマップ 3、7、9 頁）

（コメント）

Part45・46 報告のようなエンティティ・レベルの規制は代替的コンプライアンス（Substituted Compliance）の適用を拡大し、母国当局の監督に委ねる方向で検討いただきたい。

また、継続的に期限延長されている CFTC のスワップデータ報告ルールに係るノーアクションレターについては、法的安定性を確保するため、恒久措置化を検討いただきたい。

（理由）

非米国人が米国人と行う取引に係る Part45・46 報告（スワップデータ記録および報告義務）については、代替的コンプライアンスが認められていない（非米国人かつスワップディーラー（SD）である者については、米国人に加え、Guaranteed Affiliate（GA）・Affiliate Conduit（AC）との取引についても代替的コンプライアンスの適用がない）。クロスボーダー取引に係る取引情報は、米国人（GA・AC を含む）側から取得することにより規制目的を達成することができるものであり、二重規制排除の観点から非米国人に報告義務を課すべきで

はない。企業体全体の健全性を担保するためのエンティティ・レベルの規制には、代替的コンプライアンスの適用を広く認め、母国当局の監督に委ねるべきである。

加えて、非米国人 SD が非米国人と実施する取引（いわゆる「外-外取引」）の Part45・46 報告を免除する「CFTC Letter No.13-75」は、複数回延長されているが、ノーアクションレターによる暫定措置および期限延長が繰り返される状況下においては、法的安定性が担保されず、長期的なシステム開発計画が建てづらいため、恒久化を検討いただきたい。

#### 4. クロスボーダー取引に係る取引報告義務の見直しについて（ロードマップ 3、7、9頁）

（コメント）

クロスボーダー取引における取引報告義務の見直しは、CFTC のクロスボーダー取引に係る最終ガイダンス<sup>1</sup>の内容も含めて、包括的に検討いただきたい。

（理由）

CFTC のクロスボーダー取引に係る最終ガイダンスにおいては、同じ当事者間の取引でありながら、いずれの取引主体を取引報告者とするかによって、CFTC への報告要否が変わりうるケースがある<sup>2</sup>。こうした状況は、今回の見直しの目的となっている、「正確、完全かつ高品質なスワップデータの入手」に反することから、今回の取引報告義務の見直しにおいては、同ガイダンスも含めて全体的に整理いただきたい。

以 上

---

<sup>1</sup> <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2013-07-26/pdf/2013-17958.pdf>

<sup>2</sup> 例えば、同ガイダンス 45369 頁の「Appendix D」の Transaction Level Requirements の適用関係を示すマトリクス図において、Guaranteed Affiliate である Non US・SD（以下「Party A」）と、Guaranteed Affiliate ではない Non US・SD（以下「Party B」）との間で執行したスワップの取引報告（Part43 Real Time Public Reporting）は以下の 2つのパターンが存在し、同一取引当事者間の取引でありながら報告されるケースとされないケースが発生しうる。

- ① Party A を報告者とする場合には、マトリクス図上、「do not apply」と記載されているため、取引報告不要
- ② Party B を報告者とする場合には、マトリクス図上、「substituted compliance」とあるので、規制の同等性が認められていない環境下においては取引報告が必要